

●香川県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成21年4月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年4月7日	訪問看護ステーション かりんくらぶ 仲多度郡まんのう町炭所西1529番地5	医療法人社団 相愛会 仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1	訪問看護 介護予防訪問看護
平成20年7月16日	かりんの郷居宅介護支援事業所 仲多度郡まんのう町炭所西1521番地1	社会福祉法人 優真会 仲多度郡まんのう町炭所西1521番地1	居宅介護支援
平成20年8月1日	社会福祉法人 琴平町社会福祉協議会 仲多度郡琴平町榎井891番地1	社会福祉法人 琴平町社会福祉協議会 仲多度郡琴平町榎井891番地1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
平成20年11月1日	まんのう町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所 仲多度郡まんのう町四條734番地1	まんのう町社会福祉協議会 仲多度郡まんのう町四條734番地1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護